

## 岡崎市次世代自動車購入費補助金交付規程

### ( 通則 )

第1条 この規程は、岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号)に定めるもののほか、電気自動車、プラグインハイブリッド車又は燃料電池自動車(以下「次世代自動車」という。)を購入する者に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### ( 交付の目的 )

第2条 この補助金は、次世代自動車(旅客自動車運送事業、自動車運転代行業、自家用自動車有償貸渡業及びリース事業の用に供するものを除く。)を購入し、使用する個人又は法人に対して、予算の範囲内において購入に要する費用の一部を補助することにより、次世代自動車の普及を促進し、もって地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

### ( 定義 )

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする4輪以上の検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)であって、内燃機関を併用しないものをいう。
- (2) プラグインハイブリッド車 外部電源からの充電を可能としたハイブリッド自動車(エネルギー回生機能を有する4輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証にプラグインハイブリッド車である旨が記載されているもの)をいう。
- (3) 燃料電池自動車 4輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証に燃料電池自動車である旨が記載されているものをいう。
- (4) 初度登録 初めて道路運送車両法第4条の規定による自動車登録ファイルに登録することをいう。軽自動車にあつては、同法59条の規定による新規検査を受けることをいう。

### ( 補助対象者 )

第4条 補助金の交付対象者は、自ら使用し、又は自らの事業に使用する目的で次世代自動車を新車で購入した個人又は法人であつて、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 当該年度の4月1日以後に当該次世代自動車を新車登録し、自動車登録番号における自動車の使用の本拠の位置が「岡崎」であること。
- (2) 個人にあつては、初度登録をする時点において、市内に1年以上住所を有し、かつ、当該次世代自動車の自動車検査証に使用者として記載される者

であること。

(3) 法人にあつては、初度登録をする時点において、市内に1年以上本社、支社、支店、営業所等を置き、かつ、当該次世代自動車の自動車検査証に使用の本拠として本市内が記載されていること。

(4) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、車両本体価格(消費税及び地方消費税を除く。)とする。ただし、車両本体価格の値引きがあつたときは、当該値引き後の価格とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に100分の5を乗じて得た額とし、その1台当たりの上限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 電気自動車及びプラグインハイブリッド車 5万円

(2) 燃料電池自動車(個人) 20万円

(3) 燃料電池自動車(法人) 10万円

2 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助は、一の個人又は法人につき、1年度の間において1台までとする。

(他の補助金との関係)

第7条 この補助金は、国、県その他の団体が交付する次世代自動車に係る補助金等の受給を妨げない。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次世代自動車の新車登録日の翌日から起算して2か月以内かつ当該年度の3月31日までに、様式第1号による岡崎市次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 自動車検査証の写し

(2) 車両販売店が発行した次世代自動車の購入の事実が確認できる書類の写し  
(車両本体価格が明記されているものに限る。)

(3) 市税の完納が証明されている納税証明書

(4) 個人にあつては住民票の写し、法人にあつては履歴事項全部証明書

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項第3号及び第4号に規定する書類は、それぞれ申請日前2か月以内に発行されたものに限るものとする。

3 市長は、第1項の岡崎市次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書を来庁による先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは、受付を停止することができる。ただし、大規模な災害及

び事故、危機事態等やむを得ない事由により、申請者が直接持参する方法が困難であると認める場合は、郵送による方法とすることができる。

- 4 市長は、前項の規定により受付を停止したときは、先着順に補欠番号を付して補欠受付を行い、岡崎市次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書の取下げ、補助金の不交付等の発生に応じて、補欠番号順に受け付けるものとする。ただし、前項の規定により郵送による方法をとる場合においては、窓口による受付の日及び郵送による消印の日が同一であるもののうち、予算の範囲を超えることとなった日以降の申請については、これらの中から抽選により優先順位を決定するものとし、補欠番号順もまた同様とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ調査を行った後、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 市長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して条件を付することができる。

- 3 市長は、第1項の規定により、補助金の交付申請を適当と認めるときは、様式第2号による岡崎市次世代自動車購入費補助金交付決定兼額の確定通知書を申請者に送付するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに、様式第3号による岡崎市次世代自動車購入費補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の補助金交付請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(補助事業の取下げ)

第11条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、遅滞なく、様式第4号による岡崎市次世代自動車購入費補助金交付申請取下げ届出書により、市長に届け出なければならない。

(処分の制限)

第12条 交付決定者が、次世代自動車の取得財産処分制限期間内に当該次世代自動車を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。この場合において、市長は、その承認に必要な条件を付することができるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助対象の次世代自動車を第三者に転売し、又は譲渡する等、本来の目的以外に当該次世代自動車を使用したとき。ただし、当該次世代自動車の新車登録日から起算して取得財産処分を制限する期間を経過した場合は、この限りでない。
- (4) 第11条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。
- (5) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、その旨を交付決定者に通知するものとする。

( 期日の特例 )

第14条 第8条第1項に規定する申請書類の提出期限が閉庁日に当たるときは、その日後最初に到来する開庁日をもって期限とみなす。ただし、当該年度の3月31日が閉庁日の場合は、当該年度の最後に到来する開庁日をもってその期限とみなす。

( 委任 )

第15条 この規程に定めるもののほか、次世代自動車購入補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの規程の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付、交付申請の取下げ、交付決定の取消し及び補助金の返還については、同日以

後もなおその効力を有する。